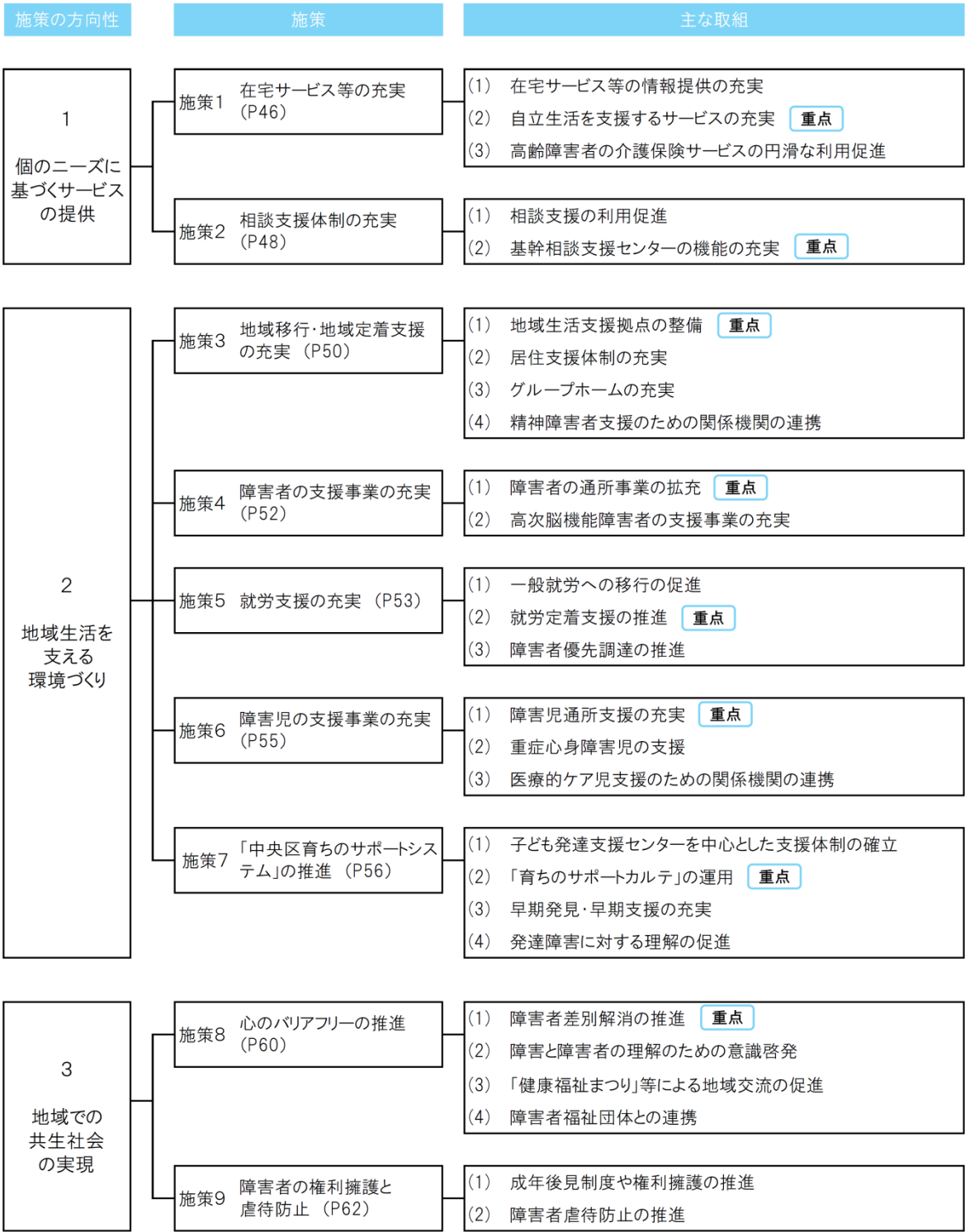


第 5 期中央区障害福祉計画・第 1 期中央区障害児福祉計画の進捗状況について

1 取り組むべき課題に対応した施策

第 5 期中央区障害福祉計画・第 1 期中央区障害児福祉計画の体系



施策の方向性 1 「個のニーズに基づくサービスの提供」

施策		事業
施策 1	在宅サービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実
		(2) 自立生活を支援するサービスの充実 重点
		(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進

(1) 在宅サービス等の情報提供の充実

利用者がニーズに応じたサービスを選択できるよう、区が所管する地域生活支援事業者（移動支援事業所）や相談支援事業所の一覧を作成し、関係機関の窓口やホームページでの情報提供を行いました。また、区内の福祉サービス事業所に対し、第三者機関が公正・中立な評価を行う東京都福祉サービス第三者評価の受審を勧奨し、平成 30 年度は 3 事業所が区の費用助成を利用し、評価を受けました。

(2) 自立生活を支援するサービスの充実

基幹相談支援センターや相談支援事業所と連携し、ニーズに応じた居宅介護サービス等の提供を通じて障害者の自立した生活を支援しました。また、外出の際の移動支援では、平成 30 年 4 月から特別支援学校、特別支援学級の通学を対象として拡大し充実を図りました。

一人暮らしを支援する新たなサービス「自立生活援助」については、都内で実施事業所が少なく、まだ、本区の障害者の利用実績はありません。

(3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進

居宅介護支援事業所のケアマネージャーと相談支援事業所の相談支援専門員が合同事例検討会などを通じて連携強化を図り、介護保険サービスと障害福祉サービスを組み合わせた適切なサービスの提供に努めました。また、負担軽減制度による高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用に向けては、介護保険課と情報連携を図りながら取り組みを進めています。

施策		事業
施策 2	相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進
		(2) 基幹相談支援センターの機能の充実 重点

(1) 相談支援の利用促進

中央区保健所等複合施設内に集約した基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター（ポケット中央）が相談支援の拠点として、ケース会議や事例検討等を通じて相互に連携を強化し、障害に関するあらゆる相談に対応、支援ができる体制づくりに取り組みました。

（２）基幹相談支援センターの機能の充実

平成 30 年度は、相談支援事業所の実際の相談状況やかかわりの多い事例について、専門講師による研修会を行い指導・助言を受けるとともに、関連する機関や介護事業所との事例検討会、グループワーク等を通じて、情報共有や相互理解を進め、人材育成支援と地域全体の相談支援のスキルアップに取り組みました。

さらに、「地域生活支援拠点」（面的整備型）のネットワークづくりの一環として、入所施設・グループホーム連絡会、居宅介護事業所との連絡会や研修会等を実施し、拠点となる事業所間の連携強化に取り組みました。

施策の方向性 2「地域生活を支える環境づくり」

施策		事業
施策 3	地域移行・地域定着の充実	(1) 地域生活支援拠点の整備 重点
		(2) 居住支援体制の充実
		(3) グループホームの充実
		(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携

（１）地域生活支援拠点の整備

障害者とその介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らすための居住支援機能を備えた「地域生活支援拠点等」については、複数の機関が分担して機能を担う面的整備型として、相談支援事業所連絡会や入所施設・グループホーム連絡会等を通じて連携強化を図るとともに、関係事業所へ登録の呼びかけを行いました。また、月島地域の再開発事業の進捗に合わせ、グループホームに併設する居住支援機能を集約した多機能拠点整備型の検討を進めました。

（２）居住支援体制の充実

基幹相談支援センター主宰の入所施設・グループホーム連絡会を通じて、各施設の現状や課題について情報共有を図るとともに、障害者の地域生活を連携して支える仕組みづくりについて意見交換を行いました。

（３）グループホームの充実

「中央区基本計画 2018」の事業計画として位置つけた知的障害者グループホームの改築に向けて、開発事業者および東京都との協議を踏まえ、重度の障害者を想定した施設の規模・内容等の検討を進めました。

（４）精神障害者支援のための関係機関の連携

障害者福祉課、保健所・保健センター、「ポケット中央」等の関係機関が個別支援会議や同行訪問などを通じて連携を図り、精神障害者の地域生活支援に取り組みました。また、精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、自立支援協議会の地域移行・地域定着部会を保健・医療・福祉等関係者による協議の場と位置づけ、具体的支援策の検討を進めています。

施策		事業
施策 4	障害者の支援事業の充実	(1) 障害者の通所事業の充実 重点
		(2) 高次脳機能障害者の支援事業の充実

（１）障害者の通所事業の充実

平成 30 年度は、福祉センターの改修工事終了後の 10 月から重度障害者のための法定事業である生活介護事業を開始し、利用者の定員増（25 名⇒40 名）と障害特性に応じたグループの再編成等を行うなど、重度心身障害者の通所事業の充実に取り組みました。

（２）高次脳機能障害者の支援事業の充実

高次脳機能障害者とその家族の支援の充実を図るため、平成 30 年度には、交流会を土曜日年 4 回から土曜日と平日の年 6 回に増やしました。さらに、医学的な内容にも対応できるよう、専門医による専門相談を年 2 回新たに実施しました。

施策		事業
施策 5	就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進
		(2) 就労定着支援の推進 重点
		(3) 障害者優先調達の推進

（１）一般就労への移行の促進

障害者就労支援センターが区内就労支援事業所やハローワーク、企業等と連携を図りながら、障害者の一般就労支援に取り組みました。（障害者就労支援センターの登録者 215 人のうち一般就労 29 人）

また、平成 30 年 4 月から法定雇用率の引き上げに伴い、精神障害者も算定対象となり区内企業の関心が高いことから、平成 30 年度の「企業向けセミナー」は、精神障害者雇用の現状と対応のポイント、仕事の切り出しや職場定着をテーマに開催しました。（参加 108 人）

（２）就労定着支援の推進

障害者就労支援センター等のジョブコーチによる就職した障害者への継続的な支援に加え、区内就労支援事業所 2 事業所が開始した新たなサービス「就労定着支援」事業を通じて、就労に伴う生活面の支援の充実を図りました。（利用者 10 人）

（３）障害者優先調達の推進

福祉施設で就労する障害者の自立を促進するため、本区が行う物品等の調達に際し、契約部門と連携した働きかけを通じて、障害者就労施設等からの調達に努めました。また、就労支援事業所ネットワーク会議において、東京都が「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に向けて推進する共同受注事業への参加について検討を行っています。

施策		事業
施策6	障害児の支援事業の充実	(1) 障害児通所支援の充実 重点
		(2) 重症心身障害児の支援
		(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携

(1) 障害児通所支援の充実

「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設し、児童発達支援（1日20名⇒26名）・放課後等デイサービス（1日15名⇒20名）の定員を拡大し、児童発達支援を利用している児童には給食の提供を開始しました。また、児童発達支援・放課後等デイサービスを利用している児童に送迎ワゴン車（車いす乗車用スロープ付き）の運行を開始するとともに、こどもの発達相談・児童発達支援を利用している児童のきょうだい児（生後7カ月から就学前まで）の一時預かりを実施しました。

(2) 重症心身障害児の支援

重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対して、授業の終了後または学校の休業日に生活能力の向上に必要な訓練を提供するとともに社会との交流を支援するため、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所の開設を支援しました。また、日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害者（児）の居宅に訪問看護師を派遣して、一定時間医療的ケア等を代替することにより、当該障害者（児）の健康の保持を図るとともに、家族の介護負担を軽減しました。

子ども発達支援センター児童発達支援事業（集団療育）において、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）が親子で通所するクラスを週1回実施しました。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携

医療的ケアが必要な障害児等が、身近な地域で心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、自立支援協議会の一部会として「医療的ケア児等支援連携部会」を設置しました。この部会での議論を通して、保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関の協働による支援体制の構築を目指します。また、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を総合的かつ包括的に提供するため、子ども発達支援センター職員が医療的ケア児コーディネーター養成研修に参加しました。

施策		事業
施策7	「中央区育ちのサポートシステム」の推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立
		(2) 「育ちのサポートカルテ」の運用 重点
		(3) 早期発見・早期支援の充実
		(4) 発達障害に対する理解の促進

(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立

発達障害や育ちに支援が必要な子どもとその家族に対して、適切な相談や支援を行う地域の療育の拠点として平成30年4月に「子ども発達支援センター ゆりのき」を開設しました。

保健・福祉・教育コーディネーターが、保健・障害福祉・保育・教育等の関係機関との連絡調整を行いました。

(2) 「育ちのサポートカルテ」の運用

発達の特性に応じた支援を提供するため、各関係機関が支援情報を記入した「育ちのサポートカルテ」の作成を平成30年度より本格実施しました。子ども発達支援センターが一括してカルテを管理することで、就学などのライフステージの切り替え時に、支援の一貫性が途切れないよう、子ども発達支援センターのコーディネーターが関係機関を調整し、円滑な引継ぎを行いました。（平成30年度運用実績 52人）

(3) 早期発見・早期支援の充実

平成30年度より「ゆりのき連携発達相談」として、臨床心理士およびコーディネーターを保健所・保健センターが実施する乳幼児健診や健診後の経過観察の場に派遣し、子どもの支援の必要性を直接把握し、早期に療育につなげました。また、臨床心理士などが区内保育所などを巡回し、在園児の発達に関する相談・支援を行いました。

(4) 発達障害に対する理解の促進

保護者向け、教職員向け、地域・関係機関向けに分けて、説明会・研修会・講演会やリーフレットの配布などを実施することにより、「中央区育ちのサポートシステム」の概要、「育ちのサポートカルテ」の作成の流れや活用方法等について、広く周知を図るとともに、発達障害に精通した学識経験者の定期的なアドバイスを通じて、職員のスキルアップを図りました。

施策の方向性3「地域での共生社会の実現」

施策		事業
施策8	心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 重点
		(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発
		(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進
		(4) 障害者福祉団体との連携

(1) 障害者差別解消の推進

「職員対応要領」に基づき、区の事務事業における障害者差別の解消を推進するとともに、広報紙、区独自の啓発用リーフレットの配布、健康福祉まつりでのパネル展示などを通じて、「障害者差別解消法」の目的や内容を広く区民等へ普及・啓発を図りました。

(2) 障害と障害者の理解のための意識啓発

さまざまな障害特性や支援方法等を記載した「中央区障害者サポートマニュアル」を区立小・中学校に配布し福祉教育等に活用するとともに、窓口や区内イベントでの配布、ホームページへの掲載等を通じて、障害と障害者に対する正しい理解を促進し、地域の中で支援や配慮が受けやすい環境づくりを進めました。また、福祉センター利用者が建築廃材を活用して制作したモザイク平板を公園等の公共施設に設置する事業を通じて、障害者の自立と地域理解の促進を図りました。

(3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進

平成30年度85団体が参加した「健康福祉まつり」は、地域で生活する障害者、高齢者、児童、ボランティア等多くの区民が相互理解と親睦を深める機会として「心のバリアフリー」の推進に寄与しました。また、福祉センターやレインボーハウス明石では、町会等と協力しながら施設や地域の行事に取り組み、身近な地域での交流を図っています。

(4) 障害者福祉団体との連携

障害者団体に対する運営費や交流事業に伴うバス借り上げ経費の一部助成、区との懇談会における情報提供や意見交換等を通じて活動を支援するとともに、社会活動への参加を促進しました。

施策		事業
施策9	障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 成年後見制度や権利擁護の推進
		(2) 障害者虐待防止の推進

(1) 成年後見制度や権利擁護の推進

成年後見支援センター「すてっぷ中央」等と連携を図りながら、成年後見の区長申し立てによる利用者への支援等に取り組むとともに、権利擁護支援の普及・啓発の一環として、基幹相談支援センター主催による区民や福祉サービス事業者等を対象とした講演会「障害者の権利擁護と意思決定支援」を開催しました。(参加 46 人)

(2) 障害者虐待防止の推進

区のおしらせやホームページ、パンフレットの配布等を通じて、障害者虐待防止の重要性について幅広く区民・事業者等に啓発を図るとともに、24 時間 365 日対応可能な専用電話による虐待通報・相談の受付を行っています。また、保健・医療・福祉・警察等の関係機関が連携を図り、虐待の早期発見に努め、発生時には関係者による個別支援会議を行い、適切な対応に取り組みました。

2 計画の目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

第5期計画では、国の指針に基づき、平成28年度末時点の福祉施設入所者数（73人）の9%以上が令和2年度末に地域生活へ移行することを目指して、目標値を設定しました。しかし、入所者の障害の重度化や高齢化の進行など、地域移行が難しい状況となっていることから、平成30年度の実績は0でした。今後とも地域での支援体制づくりを進め、自己選択・自己決定による地域移行につなげていきます。

項目		数値等
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数		73人
【目標】地域生活移行者数		7人(9.6%)
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度 地域生活移行者数	0人

② 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の指針に基づき、平成28(2016)年度末時点の福祉施設入所者数（73人）から2%以上削減することを目指し、令和2年度末の入所者数を71人に設定しました。平成29(2017)年度は福祉施設入所者が74人に増えましたが、死亡等の理由により平成30年度は区内施設、都外施設の入所者がそれぞれ1名減員となりました

項目		数値等
平成28(2016)年度末時点の施設入所者数		73人
【目標】令和2(2020)年度末時点の施設入所者数		71人
【目標】施設入所者削減見込み数		2人(2.7%)
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度 施設入所者数	72人
	平成30(2018)年度 施設入所者削減数 (平成28年度末時点の施設入所者数 と比較)	1人(1.4%)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本区では「入院中の精神障害者の地域生活への移行」を推進するため、自立支援協議会の地域移行・地域定着部会を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として位置づけ、保健・医療・福祉関係者による具体的な協議を行っています。

項目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末における保健・医療・福祉関係者による協議の場		設置
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	設置済み

(3) 地域生活支援拠点等の整備

本区においては、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備すべきかについて検討し、平成29年度末に基本となるネットワークを整備しました。平成30年度からは、面的整備型の地域生活支援拠点等の整備に向け、相談支援事業所連絡会や就労支援事業所ネットワーク会議、入所・GH連絡会等に参加する事業者にそれぞれの事業所が持つ機能での役割を理解し担ってもらい、面的整備型の基盤となる登録事業者を増やしています。

項目		数値等
【目標】令和2(2020)年度末時点の設置箇所数		1カ所
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	0カ所

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

令和2(2020)年度の一般就労への移行実績を平成28(2016)年度実績(10人)の1.5倍以上とすることを目標とし、第5期計画最終年度の目標値は15人に設定しました。

平成30年度は4月に法定雇用率の引き上げと精神障害者も算定対象となったことから、一般就労者は増加傾向にあります。

項目		数値等
平成28(2016)年度末の一般就労への移行者数		10人
【目標】令和2(2020)年度中の一般就労への移行者数		15人(150.0%)
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	12人

② 就労移行支援事業を利用する者の数

令和2(2020)年度における利用者数を平成28(2016)年度の利用者数(29人)の1.2倍以上とすることを目標とし、第5期計画最終年度の目標値は35人に設定しました。

平成30年度は平成31(2019)年1月をもって1事業所が就労移行支援事業を廃止したため利用者減となりました。

項目		数値等
平成28(2016)年度末の就労移行支援事業利用者数		29人
【目標】令和2(2020)年度末の就労移行支援事業利用者数		35人(120.7%)
第5期計画 (実績)	平成30(2018)年度	25人

③ 就労移行率が3割以上の事業所の割合

令和 2(2020)年度末には、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の 50%以上とすることを目指します。
区内で就労移行支援事業を行っている 4 事業所のうち 1 事業所が目標を達成しました。

項目		数値等
【目標】令和 2(2020)年度末における就労移行率が 30%以上の就労移行支援事業所の割合		50.0%
第5期計画 (実績)	平成 30(2018)年度	25%

④ 就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率

就労定着支援事業は、平成 30(2018)年4月から始まった新規サービスで就労支援等のサービスを受けていた障害者等に対して、就労定着に向けた支援（企業・家族との連絡調整や生活面の支援等）を行います。
平成 30 年度開始の新たな事業として、現在 10 人の方が利用しています。

項目		数値等
【目標】令和元(2019)年度末、令和 2(2020)年度末現在の就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率		80.0%
第5期計画 (実績)	平成 30(2018)年度	0%

（5）障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置数

発達障害や育ちに支援が必要な子どもとその家族に対して、適切な相談や支援を行う地域の療育の拠点として子ども発達支援センターを整備しました。
保健・福祉・教育コーディネーターを配置し、保健・障害福祉・保育・教育等の関係機関との連携に努めました。

項目		数値等
【目標】令和 2(2020)年度末時点の設置箇所数		1 力所
第5期計画 (実績)	平成 30(2018)年度	1 力所

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

本区では、平成 27(2015)年度から保育所等訪問支援が利用できる体制にあるため、引き続き保育所等訪問支援を利用できる体制を維持しました。

項目		数値等
【目標】令和 2(2020)年度末における保育所等訪問支援を提供することができる体制		整備済み
第5期計画 (実績)	平成 30(2018)年度	整備済み

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数

子ども発達支援センター児童発達支援事業（集団療育）において、重症心身障害児（医療的ケア児を含む）が親子で通所するクラスを週 1 回実施しました。また、平成 30（2018）年度には放課後等デイサービス事業所の開設に向けて NPO 法人に対して補助を行ない、平成 31（2019）年 4 月に日本橋地域に開設しました。

項目		数値等
【目標】令和 2(2020)年度末における重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数		1 事業所
第5期計画 (実績)	平成 30(2018)年度	1 事業所

④ 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

医療的ケア児支援のための関係機関の連携」では、医療的ケアが必要な障害児等が、身近な地域で心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、自立支援協議会の一部会として「医療的ケア児等支援連携部会」を設置しました。

項目		数値等
【目標】令和 2(2020)年度末における保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場		設置
第5期計画 (実績)	平成 30(2018)年度	設置済み